

バシトラシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年5月12日～令和3年6月10日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>農薬取締法で人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできないが、実態上は、『適切な農薬使用のもとであれば、安全係数100で除して残留基準を設定設定しているのので「被害のおそれはない』』として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されている。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例。</p> <p>承認農薬の成分数だけで1,842種(2021/3/31現在)に上っており、添加物(829種)、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え(食品で380種、飼料で100種)、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。</p> <p>しかしながら、審査の段階では単品の成分で影響を確認し、ADI等の基準を設定している。その基準と摂取見込み量を比べて、今回、最大で0.0029 mg/kg 体重/日は摂取限度値の0.0039 mg/kg より低いということで「その食品健康影響は無視できる程度」としているが、極めて近い数字で、限度値を上回る可能性もある。</p> <p>また、複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) や JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)に基づき評価を行った結果、本成分が現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、本成分の食品を介したヒトの安全性は担保されていると考えます。</p> <p>本成分の使用及び残留基準値に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省及び農林水産省にお伝えします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。